建　政　－　１６４１
令和４年１２月１４日

各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長　様

秋田県建設部長
（公印省略）

指名の基準に関する運用基準について等の一部改正について（通知）

建設業法施行令の一部改正に伴い、別添のとおり要綱等の一部を改正しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いします。

担当：建設政策課
建設業班
TEL. 018-860-2425

指名の基準に関する運用基準についての一部改正　新旧対照表

新	旧
７　第４項に規定する留意すべき事項の運用は、次のとおりとする。 （イ）　建設業許可の状況について (1)　略 (2)　下請負に付される下請負代金の総額が、4,500万円（建築一式にあっては7,000万円）以上と認められる場合の指名は、特定建設業の許可を受けた者のうちから行う。 (3)　略 （ロ）～（ル）　略	７　第４項に規定する留意すべき事項の運用は、次のとおりとする。 （イ）　建設業許可の状況について (1)　略 (2)　下請負に付される下請負代金の総額が、4,000万円（建築一式にあっては6,000万円）以上と認められる場合の指名は、特定建設業の許可を受けた者のうちから行う。 (3)　略 （ロ）～（ル）　略

附　則

１　この通知は、令和５年１月１日から施行する。

２　この通知による改正後の指名の基準に関する運用基準についての規定は、令和５年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

解体工事の発注に当たっての留意事項の一部改正　新旧対照表

新

２　配置予定技術者について

(1)　略

(2)　総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事

次の表のとおりとする。

請負対応額	配置予定技術者	工事での役割
4,000万円未満	解体工事業に対応する資格を有する者	専任を要しない主任技術者
4,000万円以上8,000万円未満	１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士（土木）、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士（建築又は躯体）又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者	専任を要する主任技術者
略	略	略

旧

２　配置予定技術者について

(1)　略

(2)　総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事

次の表のとおりとする。

請負対応額	配置予定技術者	工事での役割
3,500万円未満	解体工事業に対応する資格を有する者	専任を要しない主任技術者
3,500万円以上8,000万円未満	１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士（土木）、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士（建築又は躯体）又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者	専任を要する主任技術者
略	略	略

附　則

１　この通知は、令和５年１月１日から施行する。
２　この通知による改正後の規定は、令和５年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

入札参加にあたっての留意事項の一部改正　新旧対照表

新	旧
１　技術者の適正配置について 建設業法に規定している次の事項を遵守してください。 （１）　請負金額が４，０００万円（建築一式の場合は８，０００万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。 （２）　下請契約の請負代金の合計が４，５００万円（建築一式の場合は７，０００万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。）を配置しなければならない。 ２　配置する技術者の資格について 一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。 （１）　４，０００万円以上８，０００万円未満の工事の場合は、原則として１級建設機械施工管理技士、２級建設機械施工管理技士、１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又は技術士（技術士法による第二次次験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）とする。 （２）～（４）　略	１　技術者の適正配置について 建設業法に規定している次の事項を遵守してください。 （１）　請負金額が３，５００万円（建築一式の場合は７，０００万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。 （２）　下請契約の請負代金の合計が４，０００万円（建築一式の場合は６，０００万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。）を配置しなければならない。 ２　配置する技術者の資格について 一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。 （１）　３，５００万円以上８，０００万円未満の工事の場合は、原則として１級建設機械施工管理技士、２級建設機械施工管理技士、１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又は技術士（技術士法による第二次次験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）とする。 （２）～（４）　略

附　則
１　この通知は、令和５年１月１日から施行する。
２　この通知による改正後の規定は、令和５年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準の一部改正　新旧対照表

新	旧
第10条関係 １　建設業法第26条第３項の規定による工事の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くことを規定しており、工事１件の請負金額が4,000万円（当該工事が建築一式工事である場合は8,000万円）以上のものである。 ２　同条第２項の規定に該当する場合は、元請の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の額（当該下請負契約が２以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が4,500万円（当該工事が建築一式工事である場合は7,000万円）以上となる工事である。 ３～６　略	第10条関係 １　建設業法第26条第３項の規定による工事の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くことを規定しており、工事１件の請負金額が3,500万円（当該工事が建築一式工事である場合は7,000万円）以上のものである。 ２　同条第２項の規定に該当する場合は、元請の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の額（当該下請負契約が２以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が4,000万円（当該工事が建築一式工事である場合は6,000万円）以上となる工事である。 ３～６　略

附　則

１　この通知は、令和５年１月１日から施行する。

２　この通知による改正後の規定は、令和５年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

監理技術者等の工事現場における専任配置等についての一部改正　新旧対照表

新	旧
１　監理技術者等の設置 建設工事を施工する場合は、工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を置かなければならず、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計額が４，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。 ただし、余裕期間（余裕期間設定工事実施要綱（平成２９年２月１７日建政－１４８８）第２条第１号に規定する余裕期間をいう。）においては、監理技術者等を設置することを要しない。 ２　監理技術者等の専任の考え方 一件の請負代金の額が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）以上の建設工事については、監理技術者等は工事現場ごとに専任でなければならない。 １）元請工事 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあっては、契約工期をもって監理技術者等の専任期間とする。	１　監理技術者等の設置 建設工事を施工する場合は、工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を置かなければならず、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計額が４千万円（建築一式工事の場合は６千万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。 ただし、余裕期間（余裕期間設定工事実施要綱（平成２９年２月１７日建政－１４８８）第２条第１号に規定する余裕期間をいう。）においては、監理技術者等を設置することを要しない。 ２　監理技術者等の専任の考え方 一件の請負代金の額が３千５百万円（建築一式工事の場合は７千万円）以上の建設工事については、監理技術者等は工事現場ごとに専任でなければならない。 １）元請工事 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあっては、契約工期をもって監理技術者等の専任期間とする。

ただし、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しない。

①～③　略

④　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは工事打合簿等の書面により明確となっていることが必要であり、設計図書の記載方法は別紙によるものとする。

この期間において兼務可能な他の建設工事は、請負代金の額が４，０００万円（建築一式の場合は８，０００万円）未満のもの、または、専任を要さない建設工事である。

８　主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の合計額が４，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）以上となった場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者の設置を求めるものとする。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者の設置を求めるものとする。

９　共同企業体における技術者等の設置

共同企業体が施工する建設工事において、下請契約の合計額が４，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）以上となる場合は、原則として代表者が、監理技術者を専任で設置しなければならない。また、その他の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で設置するものとする。

なお、工事内容や規模等によっては、その他の構成員にも監理技術者の設置を求めることができるものとする。

10　密接な関連のある二以上の工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第２７条第２項）が、監理技術者についてはそれぞれについて専任でなければならない。

ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる構造物

ただし、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しない。

①～③　略

④　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは工事打合簿等の書面により明確となっていることが必要であり、設計図書の記載方法は別紙によるものとする。

この期間において兼務可能な他の建設工事は、請負代金の額が３千５百万円（建築一式の場合は７千万円）未満のもの、または、専任を要さない建設工事である。

８　主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の合計額が４千万円（建築一式工事の場合は６千万円）以上となった場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者の設置を求めるものとする。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者の設置を求めるものとする。

９　共同企業体における技術者等の設置

共同企業体が施工する建設工事において、下請契約の合計額が４千万円（建築一式工事の場合は６千万円）以上となる場合は、原則として代表者が、監理技術者を専任で設置しなければならない。また、その他の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で設置するものとする。

なお、工事内容や規模等によっては、その他の構成員にも監理技術者の設置を求めることができるものとする。

10　密接な関連のある二以上の工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第２７条第２項）が、監理技術者についてはそれぞれについて専任でなければならない。

ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる構造物

等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。 なお、これら重複工事に係る下請契約の請負代金の合計額が４，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）以上となるときは、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。 また、複数工事に係る請負代金の合計額が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任のものでなければならない。	等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。 なお、これら重複工事に係る下請契約の請負代金の合計額が４千万円（建築一式工事の場合は６千万円）以上となるときは、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。 また、複数工事に係る請負代金の合計額が３千５百万円（建築一式工事の場合は７千万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任のものでなければならない。

附　則

1　この通知は、令和５年１月１日から施行する。

2　この通知による改正後の規定は、令和５年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱の一部改正　新旧対照表

新	旧
（専任配置の主任技術者の兼務） 第３条　県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、次項に定める他工事と同一の主任技術者を置くことを認めることができる。 (1) 請負対応額が８，０００万円以上である県工事及び下請総額が４，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）以上と見込まれる県工事 (2)・(3)　略 ２～４　略 （現場代理人の兼務） 第４条　県工事の発注者は、請負対応額が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満の県工事（低入札価格調査を経て契約を締結し、又は締結しようとする県工事を除く。）において、次項に定める他工事と同一の現場代理人を置くことを認めることができる。 ２　前項に規定する他工事は、予定価格が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満の工事又は同一の主任技術者を配置し、若しくは配置しようとする工事であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) ～(3)　略	（専任配置の主任技術者の兼務） 第３条　県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、次項に定める他工事と同一の主任技術者を置くことを認めることができる。 (1) 請負対応額が８，０００万円以上である県工事及び下請総額が４，０００万円（建築一式工事の場合は６，０００万円）以上と見込まれる県工事 (2)・(3)　略 ２～４　略 （現場代理人の兼務） 第４条　県工事の発注者は、請負対応額が３，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）未満の県工事（低入札価格調査を経て契約を締結し、又は締結しようとする県工事を除く。）において、次項に定める他工事と同一の現場代理人を置くことを認めることができる。 ２　前項に規定する他工事は、予定価格が３，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）未満の工事又は同一の主任技術者を配置し、若しくは配置しようとする工事であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) ～(3)　略

附　則

1　この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱の規定は、令和５年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

建設工事の施工体制点検等実施要領の一部改正　新旧対照表

新	旧
（別表）点検等の方法 １　一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること (1)　略 (2) その他建設業法の遵守を徹底するため、次により、受注者及び下請負人が建設業法に違反していないことの点検等を行うこと。 ①　建設業の許可を受けていることの点検等 (ｱ) 略 (ｲ) 施工体制台帳により、特定建設業の許可を受けていない受注者が、下請代金の額（下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が４，５００万円（許可を受けている建設業が建築工事業である場合においては７，０００万円）以上となる下請契約を締結していないことを確認すること。 (ｳ) 略 ②　略	（別表）点検等の方法 １　一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること (1)　略 (2) その他建設業法の遵守を徹底するため、次により、受注者及び下請負人が建設業法に違反していないことの点検等を行うこと。 ①　建設業の許可を受けていることの点検等 (ｱ) 略 (ｲ) 施工体制台帳により、特定建設業の許可を受けていない受注者が、下請代金の額（下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が４，０００万円（許可を受けている建設業が建築工事業である場合においては６，０００万円）以上となる下請契約を締結していないことを確認すること。 (ｳ) 略 ②　略

附　則

１　この要領は、令和５年１月１日から施行する。

２　この要領による改正後の規定は、令和５年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

建設産業における生産システム合理化指導要綱についての一部改正　新旧対照表

新	旧
第５　適正な施工体制の確立 （１）　施工体制の把握 略 ア　略 イ　施工体制台帳 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては当該建設工事を施工するため下請契約を締結したとき、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額が建築一式工事にあっては7,000万円以上、建築一式工事以外の建設工事にあっては4,500万円以上	第５　適正な施工体制の確立 （１）　施工体制の把握 略 ア　略 イ　施工体制台帳 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては当該建設工事を施工するため下請契約を締結したとき、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては当該建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額が建築一式工事にあっては6,000万円以上、建築一式工事以外の建設工事にあっては4,000万円以上

となるときは、施工体制台帳(様式１又はこれに準拠するもの)及び作業員名簿（様式１－２又はこれに準拠するもの）を作成し、これを工事現場に備え置くとともに、公共工事においてはその写し（記載事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）を発注者に提出すること。 　なお、民間工事においては、下請契約の請負代金の額が上記の金額未満の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、施工体制台帳の作成を行うことが望ましいものであること。	となるときは、施工体制台帳(様式１又はこれに準拠するもの)及び作業員名簿（様式１－２又はこれに準拠するもの）を作成し、これを工事現場に備え置くとともに、公共工事においてはその写し（記載事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）を発注者に提出すること。 　なお、民間工事においては、下請契約の請負代金の額が上記の金額未満の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、施工体制台帳の作成を行うことが望ましいものであること。

附　則

１　この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の建設産業における生産システム合理化指導要綱の規定は、令和５年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。